

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 ……	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………	福利・給与室	1頁

お 知 ら せ

平成21年5月29日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十一年五月二十九日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第四十三号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「百分の二百十二・五」とあるのは「百分の百九十二・五」とする。

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十一年五月二十九日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第四十六号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

12 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定の適用については、第二十三条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の百二十五」とあるのは「百

分の七十」と、第二十四条第二項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤労手当に係る人事委員会の勧告等)

2 平成二十一年六月の期末手当及び勤労手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後速やかに、人事委員会において、期末手当及び勤労手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を議会及び知事と同時に勧告するものとする。

<p>改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この表において「新条例」といふ。）附則第十二項の規定による読替え前の新条例第二十三条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>新条例附則第十二項の規定による読替え後の新条例第二十三条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>新条例附則第十二項の規定による読替え前の新条例第二十四条第二項</p>	<p>新条例附則第十二項の規定による読替え後の新条例第二十四条第二項</p>

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社